

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

二地域居住

都市と地方に生活拠点を持つなど主な拠点とは別の地域にも拠点を持つ生活スタイル。二地域居住を促進するための改正広域的地域活性化法が本年11月施行予定。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

9/23(月) 仏滅 振替休日、立憲民主党代表選投票

24(火) 大安 結核予防週間

25(水) 赤口 彼岸明け

26(木) 先勝 ゴルフ日本女子オープン

27(金) 友引 自民党総裁選投票

28(土) 先負

29(日) 仏滅 ヘルシンマリソン

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

9/16(月) 敬老の日

17(火) 36,203 ▼379 140.59 △0.30

18(水) 36,380 △177 141.87 ▼1.28

19(木) 37,155 △775 142.50 ▼0.63

20(金) 37,724 △569 143.62 ▼1.12

10月から開始される主な制度等(その1)

◎令和6年度地域別最低賃金の改定……都道府県ごとに決定される地域別最低賃金額はすべての地域で50円以上の引上げが行われ、改定額の全国加重平均額は1055円(前年度比51円引上げ)となります。10月1日～11月1日までに発効されますので、厚労省HPなどで必ず確認します。

◎短時間労働者に対する社会保険の適用拡大……厚生年金の被保険者数が常時51人以上の企業等は「特定適用事業所」に該当し、その事業所で働く一定の短時間労働者(①週の所定労働時間が20時間以上、②所定内賃金が月額8.8万円以上、③2ヵ月超の雇用見込み、④学生ではない)は、厚生年金・健康保険の適用対象となります。

◎景品表示法の改正……*優良誤認表示等の疑いがある行為をした事業者が是正措置計画を申請し認定を受けた場合は、措置命令及び課徴金納付命令の適用を受けない「確約手続き」の導入、*違反行為から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けている事業者は課徴金を加算(1.5倍)する規定の新設、*故意の優良誤認表示・有利誤認表示に対して直罰(100万円以下の罰金)を新設、などが実施されます。

◎代表取締役等住所非表示措置の創設……登記事項証明書等に表示される代表取締役等の住所について、申出により住所の一部を表示しない措置が創設されます(法律上の利害関係を有する者は確認可能)。

◎中小企業倒産防止共済制度の掛金に係る損金算入制限……節税のみを目的とした利用を防止するため、10月以降に共済契約を解約し、再度共済契約を締結する場合、解約の日から2年間は支出する掛金を損金又は必要経費に算入できなくなります。

■この記事の詳細は、情報BOX201536

法人の役員給与(定期同額)の取扱い

法人の役員給与には一定の制限があり、多くの企業では定期同額給与を支給しています。

支給額を改定する場合は原則、事業年度開始から3ヵ月以内に行う必要があり、利益調整目的などで事業年度の中途に改定した場合には損金不算入となる金額が生じることとなりますが、経営が著しく悪化したなどで支給額を減額せざるを得ない事情(業績悪化改定事由)や、職制上の地位の変更などのやむを得ない事情(臨時改定事由)により改定する場合は損金算入が認められます。

なお、税法上、法人の使用人以外で経営に従事している方(取締役ではない会長など)なども「みなし役員」として役員と同様の扱いになります。

新NISA口座の利用状況(6月末時点)

本年1月からNISAは、上場株式なども対象となる「成長投資枠(年間投資上限240万円)」と、一定の投資信託が対象の「つみたて投資枠(同120万円)」の併用により年間360万円まで投資でき、無期限で非課税保有できる制度になりました。

金融庁が公表した本年6月末時点での「NISA口座の利用状況調査」によると、口座数は2427万6789口座であり、本年の利用枠で買付があった金額は10兆1341億円(成長枠7兆9163億円+つみたて枠2兆2178億円)でした。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和6年10月から開始される主な制度等（その1）

◆令和6年度地域別最低賃金の改定

- ・原則として各都道府県内の事業場で働くすべての労働者に適用される地域別最低賃金は、すべての地域で50円以上の引上げとなり、そのうち徳島県の84円、岩手県・愛媛県の59円、島根県の58円など27県が50円を超える引上げとなりました。
- ・これにより、改定額の全国加重平均額は前年度比51円引上げの1,055円となります。
- ・発効日は各都道府県で異なり、令和6年10月1日～11月1日までの間に順次発効されます。

◆短時間労働者に対する社会保険の適用拡大

- ・特定適用事業所（現行は厚生年金保険の被保険者の総数が常時101人以上）で働くパート・アルバイト等の短時間労働者は3/4基準（週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用者の3/4以上）を満たさない場合でも、①週の所定労働時間が20時間以上、②所定内賃金が月額8.8万円以上、③2ヵ月を超える雇用見込みがある、④学生ではない、のすべてを満たす場合は社会保険（厚生年金保険・健康保険）の加入対象となります。
- ・令和6年10月から、特定適用事業所は「厚生年金保険の被保険者の総数（適用拡大の対象となる短時間労働者等は除く）が常時51人以上」である事業所が該当し、その事業所で働く一定の短時間労働者は社会保険の加入する必要があります。

※常時51人以上とは、直近12ヵ月のうち6ヵ月以上で被保険者の総数が51人以上であることが見込まれる場合をいいます。また、法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される被保険者の総数で判定します。

◆景品表示法の改正

- ・不当表示等に当たる疑いがある行為（違反被疑行為）をした事業者が、違反被疑行為及びその影響を是正するための是正措置計画等を作成・申請し、内閣総理大臣から認定を受けた場合は、当該違反被疑行為について、措置命令・課徴金納付命令の適用を受けないこととする「確約手続」を導入します。

※繰り返しの違反や悪質・重大な違反被疑行為の場合は対象外。

- ・課徴金制度における返金措置について、返金方法に第三者型前払式支払手段（いわゆる電子マネー等）も許容します。
- ・課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における売上額を合理的な方法により推計する規定を整備します。
- ・違反行為から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対し、課徴金の額を加算（1.5倍）する規定を新設します。
- ・故意に優良誤認表示・有利誤認表示を行う行為に対し、直接罰する規定（100万円以下の罰金）を新設します。

◆「代表取締役等住所非表示措置」の創設

- ・株式会社の代表取締役等のプライバシーを保護するため、登記事項証明書や登記事項要約書、登記情報提供サービスに表示される代表取締役等の住所の一部を非表示にできる「代表取締役等住所非表示措置」が創設されます。
 - ・本措置は、代表取締役等の住所が登記される登記申請（代表取締役等の就任や住所移転など）の際に併せて申出を行うことで、住所の表示を最小行政区画（市区町村）までとすることができます。
 - ・法律上の利害関係を有する者は、本措置が講じられている場合でも登記簿の附属書類の利害関係を有する部分閲覧することにより、代表取締役等の住所を確認することが可能です。
- ※本措置により登記事項証明書等で代表者の住所を証明できなくなることから、融資や取引に当たって一定の支障が生じる可能性もあります。

◆中小企業倒産防止共済制度の掛金に係る損金算入制限

中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）は取引先事業者が倒産した際に、掛金総額の10倍（最高8千万円）の範囲内で借入が受けられる制度であり、支出した掛金は損金又は必要経費に算入できるほか、共済契約を解約した場合は解約手当金を受け取れます。

- ・近年は節税のみを目的に短期間で解約・再加入を繰り返すケースが増加しているため、令和6年度税制改正において短期間で再加入する場合に掛金の損金算入を制限する見直しが行われました。
- ・これにより、令和6年10月以降に共済契約を解約し、再度共済契約を締結する場合、解約の日から2年を経過する日までの間に支出する掛金は、損金又は必要経費に算入できなくなります。